

メンタルヘルス不調の社員をかかえる 企業経営者・人事担当者みなさまへ

メンタルヘルス法務主任者からのご案内

メンタルヘルス法務主任者とは？

「メンタルヘルス法務主任者」とは、メンタルヘルスに関する法務と関係分野（経営・人事労務管理、精神医学、産業保健、産業カウンセリング、臨床心理、福祉など）の知識を体系的に学び、メンタルヘルス不調者を抱える職場の問題を現場から解決する実践力を身につけた専門家に与えられる資格です。2013年には、主に社会保険労務士、産業医、保健師、産業カウンセラー等が専門的な訓練課程を経て資格試験を受験し、約100名程度が資格認定を受けました。

弁護士や精神科医との違いとは？

メンタルヘルス法務主任者は、法律や精神医学の知識を持ちつつ、現場の問題に向き合うことに重きをおいた資格です。弁護士は法律のエキスパートですが、職場のメンタルヘルスの問題は法律知識だけでは最適な解決は図れません。精神科医は精神医学の専門化ですが、労務管理や企業経営の知識については専門ではありません。現場問題の解決に必要な知識を幅広く身につけた総合力、それがメンタルヘルス法務主任者の強みです。

より集中的・継続的な支援のために

近年、全国的に深刻化している職場のメンタルヘルス問題については、国も対策に力を入れており、沖縄にもメンタルヘルス対策支援センターをはじめ、無料で受けられる公的支援制度が用意されています。しかし、職場のメンタルヘルス対策は、問題が起こったときの集中的なケアはもちろん、日頃の労務管理へのアドバイス、社内規定の整備など継続的な企業との関わりが必要となり、その全てを無料の公的支援に頼ることは難しいでしょう。メンタルヘルス法務主任者は、民間の支援者として企業に寄り添いながら問題を解決し、健全な職場環境づくりに寄与いたします。